

(訟ろ-15-A)

平成29年4月11日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

東京高等裁判所事務局長 吉崎佳弥

判決写しの原審への参考送付について（事務連絡）

当庁に係属した訴訟事件で言い渡された判決のうち、下記の判決について、その写し1部を原審の所属長宛てに参考送付することとなりました。

については、4月1日以降に言渡しのあった判決について、毎月1箇月分を取りまとめて翌月に送付しますので、よろしくお取り計らいください。

記

1 民事事件

- (1) 控訴事件で原判決を取り消した判決の全件
- (2) 控訴棄却した判決で、裁判体において原審担当裁判官の執務の参考とするため適当と判断したもの
- (3) 上告事件で法令違背又は事実誤認の理由により原判決を破棄した判決

2 刑事事件

控訴事件で刑事訴訟法第397条1項により原判決を破棄した判決